

## 他都道府県、県内各団体の取組み

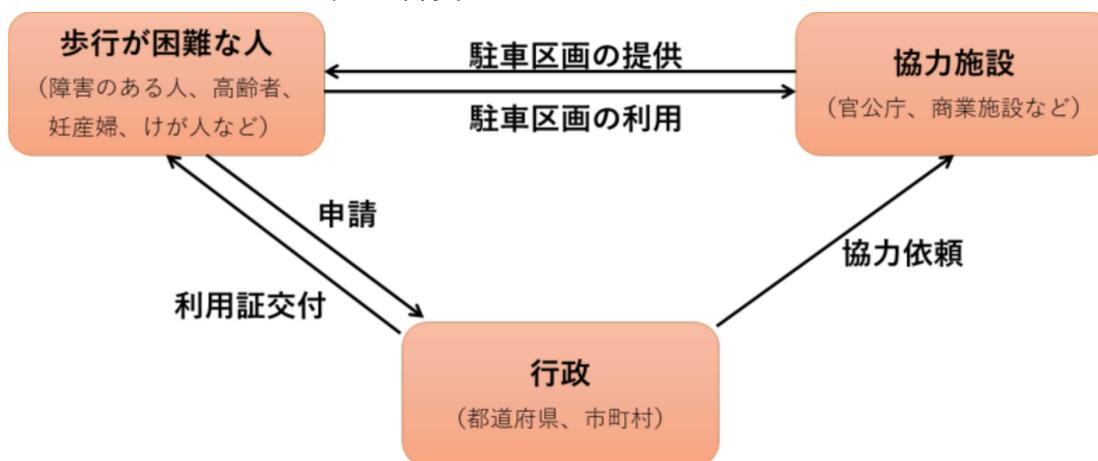
## 1 他都道府県の取組み

## (1) パーキングパーミット制度の導入

## ア 制度概要

「パーキング・パーミット制度」は、公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度。平成18年に佐賀県が導入して以降、現在では39府県が導入。

## ※ パーキングパーミット制度のイメージ



## ※ 導入済み（39府県）

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

## ※ 未導入（8都道県）

北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県

## イ 導入効果、課題

パーキングパーミット制度は、利用対象者を明確にすることで、不適正な利用を抑制できることや、内部障害など外見からは分かりにくい障害の方も気兼ねすることなく専用区画を利用できる効果があるとされている。

一方で、導入済み他府県によると、利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること、利用証の不適正利用、制度の周知不足などが課題として挙げられている。

## (2) パーキングパーミット制度未導入都道県の状況

### ア 導入しない理由

- ・ コストに見合う効果が期待できない。
- ・ 民間の協力施設の負担が大きい。
- ・ 対象者の範囲や有効期間の設定が困難。
- ・ 駐車区画の確保が困難。
- ・ 駐車区画が不足している都市部では馴染まない。
- ・ 障害者等用駐車区画を利用していなかった方が利用証を取得することにより、不適正利用者の減少よりも、利用者数の増加が上回る可能性がある。

### イ パーキングパーミット制度以外の取組み

- ・ 適正利用を促進するための普及啓発  
(リーフレット作成・配布、マナーアップキャンペーン等)
- ・ 障害者等用駐車場の青色塗装の推進

## 2 県内各団体の取組み

### (1) 那覇市

平成25年2月から独自のパーキングパーミット制度を導入。



- ※ 利用認定証発行数：1,236枚(平成31年3月末時点)
- ※ 協力施設数：36施設(民間19、公共17)

### (2) 民間施設の取組み

県内民間施設においては、独自の駐車許可証の発行やリモコン開閉式ゲートを導入している店舗があるほか、各店舗において警備員の巡回や店内放送での呼びかけ等により障害者等用駐車場の適正利用に取り組んでいる。

